INFORMATION インフォメーション

年金

「学生納付特例制度」・「若年者納付猶予制度」

【学生納付特例制度】

20歳以上の方は、学生も国民年金に加入しなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

対　象

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方。

※夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれる場合もありますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

承認期間　4月～翌年3月

※平成25年度も引き続き在学予定の方には、再申請の通知を発送しました。

【若年者納付猶予制度】

学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」をご利用ください。

問合せ

▼住民課　TEL 557―7578

▼青梅年金事務所　TEL 0428(30)3410

今月の納期

◎固定資産税・都市計画税…第2期
◎国民健康保険税…第1期
◎介護保険料…第1期
◎後期高齢者医療保険料…第1期
　納期は、7月31日(木)です。
※バーコードがついている納付書は、コンビニエンスストアでも納付ができます。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

不用品交換　交渉は当事者間で

※費用が掛かるものがあります。

ゆずります

▶マタニティウエア（S～M）▶瑞中制服（男子用）▶ぬいぐるみ▶カセットコンロ▶テーブル▶ひな人形▶五月人形▶チャイルドシート▶犬小屋（新品）

ゆずってください

▶自転車（大人・子ども用）▶二中制服（男子・女子用）、体操着（女子用）▶ズボン（女子用130センチ位）▶園服、通園カバン、体操着（東松原保育園用）▶ピアノ▶テント（1人用）

問合せ　産業課　TEL 557―7633

お知らせ

東日本大震災義援金

お預かりした義援金は、累計で808万5368円（6月14日現在）となり、順次、日本赤十字社に送金しています。

引き続き、皆さまの温かいご支援、ご協力をお願いします。

【義援金受付期間】

平成26年3月20日(木)まで

問合せ　企画課　TEL 557―7468

ご推薦ください

町では、町政に功労があった方や町民の模範となる方を表彰しています。

【表彰の種類および表彰基準】

功労表彰

満60歳以上で、通算15年以上、委員等の職にあった方

文化・産業・スポーツ・栄誉表彰

町民の模範となり、かつ、町の栄誉を著しく向上させた方

善行表彰

環境美化、防犯等の善行行為を無報酬で現在も継続的に行っている方

推薦期限　7月26日(金)

問合せ　総務課　TEL 557―0531

統計調査員募集

統計法に基づく基幹統計調査（住宅・土地統計調査、工業統計調査など）で、統計調査員として活動していただける方を募集しています。

応募資格

▼20歳以上の方

▼責任をもって調査事務を遂行できる方

▼秘密の保護に関し信頼のおける方

▼政治、警察、税務関係の事務に従事していない方

問合せ　総務課　TEL 557―0531

自衛消防訓練審査会

各事業所には、火災等の災害が発生した場合に、通報、避難および消火活動を行うため、自衛消防の組織が編成されています。

自衛消防訓練審査会は、各事業所の普段の訓練の成果を確認し、技術の向上と意識の高揚を図ることを目的に実施します。どなたでも見学できますので、ぜひ、ご来場ください。

日　時　7月30日(火)
午後1時～4時30分
※荒天の場合は8月2日(金)に延期します。

場　所　ビューパーク競技場

問合せ　福生消防署　TEL 552―0119

大切な命を守るために住宅の耐震化を進めましょう

地震による災害では、住宅の倒壊による被害の割合が極めて大きいです。住宅の耐震化を行うことで被害を減らすことができます。

町では、住宅耐震診断・耐診改修・簡易耐震改修に対して、費用の一部を助成しています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ　地域課　TEL 557―7610

樹木の枝が通行を妨げていませんか

道路上に樹木の枝がはみ出し、見通しが悪くなると大変危険です。また、通行人にけがをさせてしまう場合もあります。

皆さんのお宅では次のようなことはありませんか。

▼伸びた枝が道路に出ていて自動車や歩行者の通行の妨げになっている

▼道路標識、カーブミラー、街路灯などが伸びた枝に覆われている

このような場合には、枝切りをするなど、日ごろからの樹木の手入れをお願いします。

問合せ

▼建設課（町道）　TEL 557―7641

▼西多摩建設事務所（都道）　TEL 0428(22)7216

保存樹木・樹林制度

大きな樹木、屋敷林や平地林を所有し保存していただける方へ奨励金を交付します。

基　準

▼**保存樹木**
高さが15m以上または地上1.5mの幹周りが1.5m以上の樹木

▼**保存屋敷林**
住居などのある敷地内で、地上1.5mの幹周りが1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林

▼**保存樹林**
500㎡以上の山林（畑地、工業、準工業、工業専用区域は除きます）

奨励金額

▼**保存樹木**　6000円
（上限額1万8000円）

▼**保存屋敷林**
1万8000円

▼**保存樹林**
市街化区域…都市計画税・固定資産税相当額の80％以内
市街化調整区域…1㎡当たり10円（1000円未満は切り捨て）

※保存協定は5年間です（狭山近郊緑地保全区域、都立狭山自然公園、国、公有地、町文化財指定樹木は適用除外）。年度途中の場合は、月割り計算で算出します。

問合せ　建設課　TEL 557―7659

「緑の募金」総額11万7930円

緑の募金へのご協力ありがとうございました。この募金は、森林整備と地域の緑化推進を目的に実施されます。

募金の還元金で平成24年度の緑化事業として、六道山公園にヤマザクラを植樹しました。

問合せ　建設課　TEL 557―7659

親子でピザ作り教室

日　時　8月4日(日)
午前10時～午後1時

場　所　元狭山コミュニティセンター実習室(1)

対　象　町内在住の小学生以上とその保護者
12組（先着順）

定　員

費　用　500円（1組）

持ち物　エプロン、三角巾、飲み物、筆記用具

申込み　7月8日(月)午前9時から元狭山コミュニティセンターへ　TEL 568―0333

瑞穂町監査委員

監査委員の任期満了に伴い、原島茂樹さんが再任されました。

任期は、平成25年6月12日から4年間です。

原島 茂樹さん

問合せ　議会事務局　TEL 557―7693